

彩の国だより特集号を活用した「埼玉の日本酒」情報発信等業務 企画提案競技に関する質問への回答

質問項目	質問内容	回答
仕様書5(3)ア(ア) 埼玉の日本酒に興味を持った 方の誘客につながる取組	飲食店情報の選定にあたり基準となるリスト(商工会や組合に加入している店舗など)の情報をいただくことは可能でしょうか。またはこちらで選定した飲食店と調整を図ってしまうかたちでも問題ないでしょうか。	県から飲食店情報のリスト等の提供はありません。 飲食店などの選定方法や内容、周知方法なども含めてご提案をお願いします。
仕様書5(3)ア(イ) ターゲット層に埼玉県の日本 酒を知ってもらうための取組	物販などを行う場合、埼玉県物産観光協会様の出店または酒造のご紹介をいただくことは可能でしょうか。	提案内容について、広報課から各所に話を持ちかけることは可能です。 なお、提案内容をそのまま実現できるか等については、各所との調整次第となります。
仕様書5(3)ア(ウ) 県公式SNS等を活用したPR	【例】に記載のある埼玉県広報アンバサダーを起用する場合の費用をご教示いただけますでしょうか。	仕様書の【例】は、アンバサダー自体を起用するものではなく、埼玉県広報アンバサダーによる独自の情報発信(埼玉県が実施)と、貴社からのご提案内容等を連携させることにより相乗効果を生むことを期待するものです。
募集要項8 提出資料について	提出資料は社名を伏せる必要はございますでしょうか。	各提出資料については、社名がわかるようにしてください。
募集要項1 目的の優先度について	優先順位を付ける場合、①観光誘致、②消費拡大のどちらの目的の優先度が高いかご教示ください。 ※埼玉県以外でも流通した埼玉県産の日本酒が楽しむ方法があることからご質問させていただきます。	観光誘客の増大とそれに伴う観光消費額の増加を目標としています。
仕様書5(3) PR、イベント協力について	費庁で把握されている、都内で埼玉の日本酒を楽しめる場所や協力をお願いできる飲食店などがありましたらご教示ください。	そのような場所、飲食店等について情報収集や周知の手段などのご提案をお願いします。
仕様書5(3) PR、イベント協力について	イベント等実施の際には何酒造、何種類の日本酒をどの程度の量提供が可能ですか。	どのくらいの酒造、どの程度の量の日本酒が提供されれば効果的なPRができるか等についてご提案をお願いします。
仕様書5(3) PR、イベント協力について	特に押したい酒造や銘柄をご教示ください。	県全体のPRとしていますので、県として特定の酒造、銘柄を押すことはいたしません。
仕様書5(3) PR、イベント協力について	酒造酒蔵への訪問は可能ですか。(メディア、インフルエンサー、一般)	県内で酒蔵見学を実施している酒造は一部あります。
仕様書5(3) PR、イベント協力について	埼玉県物産観光館「そびあ」ならびにアンテナショップ/ナチュラルローソン新宿駅西店内県産品販売コーナーでのメディア体験イベントといった活用は可能でしょうか。	提案内容について、広報課から各所に話を持ちかけることは可能です。 なお、提案内容をそのまま実現できるか等については、各所との調整次第となります。
仕様書5(3)ア(ウ) 県公式SNS等を活用したPRについて	公式アカウントへの誘導やフォロワー数増加などには重きを置いていますか。	本事業におけるSNSの活用は、あくまでターゲット層を中心に多くの方に効果的に情報を届けることを目的としています。
仕様書5(3)イ 実施期間について	目的を達成するためにより効果的な実施期間等を提案することも差し支えない、と記載がありますが、効果的な場合は令和7年3月10日(月)を超えた日付で実施する施策の提案も可能ですか。GWなどに予定されているイベントを関連付けるなど設計の参考にさせていただきたい意図になります。	令和6年度事業につき、令和7年3月10日までの間でご提案いただくようお願いします。
仕様書5 委託業務の詳細について	冊子の配架場所について、制作される冊子の中に特定の指定する内容(ロゴ・情報等)を記載することで設置が可能な場所を提案することは可能でしょうか。(=冊子の内容について協議が可能か)	原則としては、冊子に変更を加えない状態での提案をお願いします。 加えて、「ロゴ・情報等」を記載した上でのご提案をいただくことは可能です。ただし、内容によっては実現できない可能性がある場合がございます。また、委託者決定時期によっては冊子の編集について校正スケジュールに間に合わない可能性があります。
仕様書5 委託業務の詳細について	デジタルサイネージ用の動画コンテンツについても、特定の指定する内容(ロゴ・情報等)を記載することで放映が可能な場所を提案することは可能でしょうか。	原則としては、動画コンテンツに変更を加えない状態での提案をお願いします。 加えて、「ロゴ・情報等」を記載した上でのご提案をいただくことは可能です。ただし、内容によっては実現できない可能性がある場合がございます。
仕様書5 委託業務の詳細について	その他の効果的と考えられるPRの方法に活用する目的で制作される冊子のデータの提供ならびにそのデータの再編集することは可能でしょうか。	冊子のデータや制作過程で作成した素材を提供することは可能です。 原則「再編集」することについても可能ですが、例えば著作権侵害の恐れがあるなど、その内容によって判断いたします。
仕様書5(2)イ デジタルサイネージによるPR について	「エリア(駅等)を単位として」とあるが、電車内等でのデジタルサイネージはどのようなカウントとなりますか?	仕様書5(2)ウで「上映箇所数は、エリア(駅等)を単位として、10か所以上とするが、3の目的を達成するためにより効果的な上映箇所数を提案することも差し支えない。」としています。電車内でのデジタルサイネージは駅等を単位とする箇所数では表しづらいため、仕様書の趣旨を踏まえ、より効果的なPR活動となるようご提案ください。